

## 人材育成に関する現行基本指針の主な記述

| 項目                       | 記述（抜粋）   | 頁  |
|--------------------------|--|----|
| I 第一 2 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題 | <p>(1) 鳥獣の保護及び管理<br/>(中略)</p> <p>これらの計画を適切に作成し及び実施していくためには、科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理に係る専門的な知識、技術及び経験を有する人材の育成・確保が必要である。特に、鳥獣の管理に関する専門的知見を有する者を都道府県の鳥獣行政担当職員として配置することや、認定鳥獣捕獲等事業者制度を適切に運用すること等により鳥獣の管理の担い手を確保することが求められる。</p> <p>なお、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事が認定した認定鳥獣捕獲等事業者については、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託をはじめとした鳥獣の管理の担い手になることが求められており、その育成・確保が課題となっている。</p> | P3 |
| I 第一 2 (2) 人と鳥獣の適切な関係の構築 | <p>① 第一種特定鳥獣保護計画及び希少鳥獣保護計画による鳥獣の適切な保護<br/>(中略)</p> <p>このため、こうした鳥獣（希少鳥獣を除く。）について、都道府県は第一種特定鳥獣保護計画を作成して、適切な保護の推進を図るものとし、第一種特定鳥獣保護計画を効果的に実施していくために、関係主体の役割の明確化と連携、広域的及び地域的な連携並びに地域に根ざした取組の充実及び人材の育成とその活用を図るものとする。加えて、必要に応じ、法第 12 条第 2 項に基づく鳥獣の捕獲等の制限等の活用を図るものとする。</p>   | P5 |
| I 第一 2 (2) 人と鳥獣の適切な関係の構築 | <p>② 第二種特定鳥獣管理計画及び特定希少鳥獣管理計画による鳥獣の適切な管理</p> <p>このため、こうした鳥獣（希少鳥獣を除く。）について都道府県は第二種特定鳥獣管理計画を作成して、適切な管理の推進を図るものとし、第二種特定鳥獣管理計画を効果的に実施していくために、関係主体の役割の明確化と連携、広域的及び地域的な連携並びに地域に根ざした取組の充実及び人材の育成とその活用を図るものとする。加えて、必要に応じ、法第 14 条に基づく第二種特定鳥獣に係る狩猟の特例や、法第 14 条の 2 に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業等の活用を図るものとする。</p>  | P6 |
| I 第一 2 (2) 人と鳥獣の適切な関係の構築 | <p>④ 狩猟の役割とその適正化</p> <p>狩猟者は、科学的・計画的な鳥獣の管理を図るための捕獲等の担い手という役割を果たしている。このような社会的役割について普及啓発を行うとともに、法第 39 条に基づく狩猟免許、法第 55 条に基づく狩猟者登録等の制度の適切な実施を通じて狩猟者の育成・確保を図り、狩猟者に対して法を始め</p>   | P6 |

|                          |   |     |
|--------------------------|---|-----|
|                          | とする関係法令の遵守及び狩猟事故の未然防止等危険の予防についての指導の徹底に努め、狩猟の適正化を図るものとする。  |     |
| I 第一 2 (2) 人と鳥獣の適切な関係の構築 | ⑥ 科学的・計画的な保護及び管理を支える基盤の整備<br>鳥獣の管理に関する専門的知見を有する都道府県行政職員の育成・配置に努めるとともに、鳥獣の保護及び管理に関する専門的知見を持つ鳥獣保護管理員、技術者及び鳥獣の管理の一端を担う狩猟者の育成を図り、あわせて、鳥獣の生態や被害防除対策等に関する調査研究・技術開発、効率的な捕獲情報等の収集や評価手法の確立・普及、地域における個体数推定等の生息情報の整備等を進めることにより、鳥獣の保護及び管理のための実施体制の充実に努めるものとする。  | P7  |
| I 第四 人材の育成・確保            | 第四 人材の育成・確保<br>1 鳥獣の保護及び管理に関わる人材の確保<br>鳥獣保護管理事業の適切な実施のためには、専門的な知識や技術等を有する人材が、都道府県等の行政機関を始め、研究機関や鳥獣の保護及び管理が必要とされている現場に至るまで、適所に配置されていることが求められている。<br>なかでも、鳥獣の保護及び管理の推進に当たっては、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策に関する専門的な知識、技術及び経験を有する人材が、特定計画の作成及び実施に係る各段階に必要とされており、特に、鳥獣被害の深刻な地域では、鳥獣の管理の実施に関する助言・指導が求められている。都道府県においては、鳥獣の保護及び管理に関する各種計画（鳥獣保護管理事業計画、特定計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画）の作成、実施及び結果の評価等を適切かつ円滑に実施できる人材の育成・確保に努め、当該人材を鳥獣行政担当職員として配置することが求められる。<br>また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する場合においては、適切に実施するための事務（関係機関との調整、事業の契約事務、受託者の監督等を含む。）を円滑に行うことができる人材を、都道府県の関係部署及び出先機関に適切に配置することが求められる。<br>なお、国は、各都道府県においてこれらの人材が鳥獣行政担当職員に適切に配置されるよう技術的助言を行うとともに、都道府県ごとの専門的職員の配置状況について把握し、毎年公表するものとする。<br>地域でのきめ細かな鳥獣の保護及び管理には、I 第三-2の実施計画作成が効果的であり、実施及び評価に関する助言・指導等についても行政職員により行われることが基本であるが、さらに、きめ細かな対応を推進するため、以下のような考え方を基本に対応を進めるものとする。<br>ア 鳥獣保護管理員の鳥獣の保護及び管理に関する知識・技術等の向上による、地域に密着した助言・指導体制の整備<br>イ 認定鳥獣捕獲等事業者、猟友会等との連携を通じた捕獲従事者の知識、技術等の向上による効果的な個体群管理<br>ウ 都道府県、市町村等から委託を受けて鳥獣の保護及び管理を行うことがで | P15 |

きる認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

科学的・計画的な鳥獣管理の推進に当たっては、都道府県等に対して特定計画などの作成及び実施に関する技術的助言を行う人材、特に効果的な捕獲等に関する技術的助言を行う人材が必要である。

また、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、地域の状況に応じた高度な捕獲技術を有する人材や、認定鳥獣捕獲等事業者のように安全かつ確実に捕獲等を実施できる者が必要である。

さらに、集落単位での効果的な捕獲等の実施に当たっては、地域ぐるみの取組について指導的立場となる人材が必要である。

国は、このような人材の育成・確保を図るため、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知識や技術等を評価し、必要な人材を確保する体制（鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材登録事業の仕組み等）の整備を図るとともに、都道府県や市町村等が鳥獣の保護及び管理に関する事業を行うに当たって、専門的な知識や技術に基づく助言を受けられるよう支援を行うものとする。

さらに、認定鳥獣捕獲等事業者制度を活用し、一定の技能及び知識を持った鳥獣捕獲等事業者の育成・確保を図るものとする。

また、国及び都道府県は、鳥獣の保護及び管理についての教育を行っている大学等の高等教育機関とも連携し、広く鳥獣の保護及び管理に携わる人材の育成・確保に努めるものとする。

## 2 研修等による人材育成

### (1) 国が実施する研修の基本的な考え方

ア 全国的な視点からの鳥獣の保護及び管理に関する制度、全国的な鳥獣の生息状況及び被害状況等を踏まえた鳥獣の保護及び管理についての研修は、関係省庁が連携して取り組むものとする。

イ 受講者は、主として国及び都道府県の鳥獣行政及び農林水産行政担当者等を対象とするが、必要に応じて市町村職員、農林水産業及び狩猟関係者にも幅広く研修の機会を設けることが望ましい。

ウ さらに、鳥獣捕獲等事業者を対象とした法第 18 条の 2 に規定する認定に係る安全管理及び捕獲に関する技能・知識等に関する研修について、必要に応じて支援をするものとする。

### (2) 地域的な視点からの研修の基本的な考え方

ア 都道府県においては、当該都道府県での鳥獣の生息、被害や保護及び管理の状況、全国的に見た当該都道府県の鳥獣の生息状況等を踏まえた地域的な視点からの研修について実施を図るものとする。

イ 受講者は、主として当該都道府県及び市町村の鳥獣行政及び農林水産行政担当者等とするが、鳥獣による被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、鳥獣の保護及び管理の視点からの鳥獣被害対策の内容を充実し、農林水産業関係者等に対し幅広く研修の機会を設けることを検討する。

ウ 農林水産業被害対策等の研修において、鳥獣の生態や個体数調整の考え方

|             |  |     |
|-------------|--|-----|
|             | <p>等の鳥獣の保護及び管理に関する内容を含めることで研修効果の向上を図るとともに、鳥獣の保護及び管理に関する研修においても、鳥獣被害の実態を踏まえた被害防除対策に係る内容を充実することにより研修の効果を高める等、研修等における鳥獣行政部局と農林水産行政部局との連携・協力を図るものとする。</p> <p>エ 鳥獣の生息状況等から、当該都道府県での実習等が困難な内容については、鳥獣の保護及び管理に関して十分な知見を有する地域において研修を受講する等、他の都道府県や民間団体、認定鳥獣捕獲等事業者等とも連携し、経験や事例の有無を相互に補完するように努めるものとする。</p> <p>(3) 研修内容及びその普及の基本的な考え方</p> <p>ア 研修においては、鳥獣の保護及び管理の基本的な考え方である順応的管理並びにこれを支えるモニタリング及びフィードバックについて、また、鳥獣保護管理事業の柱である①個体群管理、②生息環境管理、③被害防除対策の考え方について理解を図るものとする。</p> <p>イ 全国的な特定計画の進捗状況に合わせて、計画の作成、モニタリング及びフィードバック、計画評価等に関する内容や、鳥獣の保護及び管理に関する最新の知見、先進的な実施状況等を研修内容に含めるとともに、地域的な鳥獣の生息状況の変化に合わせた研修の実施を図るものとする。また、内容を評価し、適切な見直しに努めるものとする。</p> <p>ウ 研修で得た知識や技術について所属する組織等で共有を図るとともに、インターネット等の適切な媒体を活用することにより関係する市町村等との情報の共有化及び提供に努めるものとする。</p> <p>3 認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用</p> <p>鳥獣の管理を推進するに当たっては、鳥獣の捕獲等を適切かつ効果的に実施することができる</p> <p>認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保が必要である。認定鳥獣捕獲等事業者については、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の捕獲等に携わることに加え、将来的には鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等にも関与する等、地域の鳥獣の管理の担い手となることが期待される。都道府県は、法人が実施する鳥獣の捕獲等の事業のうち、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能・知識が一定の基準に適合しているものについて、適切かつ効果的な鳥獣の捕獲等をする事業であるとして認定するものとし、また、認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保に努めるものとする。</p> <p>国は、鳥獣捕獲等事業及びその認定の実施者である都道府県等を支援する観点から、認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保、技能の向上等の支援に努めるものとする。なお、認定鳥獣捕獲等事業者の認定に係る基準については、制度の運用状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> |     |
| I 第六 狩猟の適正化 | <p>2 狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実</p> <p>狩猟免許試験及び更新時の講習並びに狩猟者団体等による狩猟者の育成によって、鳥獣保護管理事業、錯誤捕獲の防止、鉛製銃弾による汚染の防止、感</p>   | P19 |

|                          |   |     |
|--------------------------|---|-----|
|                          | <p>染症の予防、外来鳥獣等対策等の鳥獣の保護及び管理等に関する狩猟者の知識や技術の充実、狩猟に関連するマナーの向上を図ることとする。</p>   |     |
| I 第六 狩猟の適正化              | <p>4 狩猟者の確保</p> <p>これまで都道府県では狩猟免許試験及び更新時の講習会の複数回開催や休日開催等、狩猟免許者確保の取組を進めてきているが、狩猟の社会的な意義を踏まえ、今後とも狩猟者の確保について市民の理解を得るとともに、鳥獣の管理の担い手として社会から信頼を得られるように狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の役割について普及啓発を行い、適切な予算の確保や狩猟関係の手續の利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実について検討を進めるものとする。</p> <p>また、狩猟事故及び違法行為の防止並びに猟区を活用した狩猟者の育成のため、狩猟者団体等とも連携を図るものとする。</p>  | P20 |
| Ⅲ 第六 特定計画の作成に関する事項       | <p>11 計画の実行体制の整備</p> <p>(中略)</p> <p>また、行政機関においては、鳥獣の保護及び管理に精通した人材を育成し、施策の一貫性が確保される体制を整備するよう努めるものとする。この際、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを活用し、効果的・効率的な実を図るものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>国は、都道府県による専門的人材の育成・確保に対する支援に努めるものとする。</p>  | P61 |
| Ⅲ 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 | <p>3. 保護及び管理の担い手の育成</p> <p>鳥獣の保護及び管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえた、有害鳥獣捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。</p> <p>その一環として、鳥獣の保護及び管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体群管理のための捕獲等又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるように、そのための研修等に努めるものとする。</p> <p>なお、保護及び管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、各都道府県狩猟者団体等の協力を得て、その実態を詳細に把握するとともに、各都道府県の実状を踏まえ、狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、有効な対策を講じるものとする。</p> <p>また、I 第四を踏まえ、鳥獣の保護及び管理の担い手及び鳥獣の保護及び管理に関し専門的知見を持つ人材の確保及び育成を図るため、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを積極的に活用するものとする。</p> | P67 |